

—平成29年度 医学生地域医療奨学金2次募集要項—

全国の大学医学部在学のみなさまへ

この制度は、将来県内の医療機関で勤務しようとする医学生に対し、奨学金を貸与することにより、県内医療機関における医師の確保及び充実を図ることを目的としています。

1. 対象者

◇全国の大学医学部在学の1～4年生

※次の方は応募できません。

- ・島根県の実施する医学生向け奨学金の貸与を受けたことのある方
- ・島根大学医学部医学科地域枠推薦入学者（学士入学者を除く）
- ・自治医科大学医学科入学者

2. 貸与枠数

2名

3. 貸与額と交付方法等

(1) 貸与額

入学金相当 282,000円（入学年のみ）

貸与月額 100,000円

(2) 交付方法

毎月1回交付します。ただし、年度初めの交付の際は2ヶ月分以上をまとめて交付する場合があります。

(3) 貸与期間

大学の課程を修了する月まで（ただし、正規の修業年限を超えることはできません。）

貸与期間の始期は、平成29年4月です。

4. 貸与申請手続

奨学金の貸与を希望される場合は、次の書類を提出してください。

提出期限：平成29年8月31日（木）【必着】

(1) **医学生地域医療奨学金貸与申請書**（様式第1号）

（必ず独立の生計を営む身元確実な成年者1名を連帯保証人とする。申請者の保護者を充てることも可能です。）

(2) **大学の在学証明書**

※必ず在学年が記載されているものを提出してください

(3) 市町村長の発行する**所得証明書**

(本人と生計を一にする家族全員(無収入の者及び本人を含む)及び連帯保証人のもの)

(4) **大学長の推薦書**

(5) **島根県の地域医療についての小論文** (1,600 字程度)

【テーマ例】

「島根県の地域医療について考えること」

「将来、島根県の地域医療を担うときにどのようなことがしたいか」等

5. 提出先

島根県医療政策課に提出してください(郵送可)

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部医療政策課 医師確保対策室 (TEL 0852-22-6684)

6. 面接

貸与申請者に対して面接を行います(9月中を予定)。面接日時、場所等は、貸与申請受付後にお知らせします。

7. 貸与者の決定

小論文、面接評定、学業成績及び経済状況を審査のうえ、適格性の高い方から被貸与者を決定し、通知します。

なお、被貸与者とならなかった場合も、その旨を通知します。

8. 奨学金の交付手続き

貸与を決定した方に、貸与決定書とともに奨学金交付に必要な次の書類を送付しますので、必要事項を記載及び押印のうえ医療政策課に提出してください。

(1) 医学生地域医療奨学金交付申請書(様式第4号)

(2) 被貸与者本人の口座振替申出書

※通帳のカナ口座名義が記載されたページの写しを添付してください。

(3) しまね地域医療支援センター登録申込書

しまね地域医療支援センターは、若手医師のキャリア形成等を支援する組織で、奨学金の貸与を受けられた方は、同センターへ登録していただきます。

※P7~8参照

※交付申請書を提出された後に、交付決定を通知するとともに、申し出の口座

に入金します。（入金日は、交付決定の際にお知らせしますが、10月中旬を予定しています。）

※入金にあたっては、月額10万円は原則毎月10日前後に、申出の口座に入金します。

ただし、平成29年度の入学金相当(282千円)、4～10月分の月額分(各月10万円)は、まとめて10月中旬に入金を予定しています。

9. 奨学金の返還の免除

下記の条件に該当する場合には奨学金の返還が免除されます。

大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、貸与期間に相当する期間、指定医療機関において（そのうち1/2の期間は特定地域医療機関）、医師の業務（初期臨床研修期間を含む）に従事したとき。

＝（6年間貸与の場合）卒業後12年以内に、**指定医療機関**で3年間、**特定地域医療機関**で3年間の計6年間勤務で、返還を免除。（初期臨床研修を島根県内の医療機関で実施した場合、勤務年数に含む。）

※指定医療機関、特定地域医療機関については、P5を参照

10. 貸与金の返還

貸与した奨学金は、貸与を受けた者が次の事由に該当するときは、その事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた奨学金の全額と、知事が別に定める場合を除き各月の貸与額についてその交付を受けた日から当該事由が生じた日までの日数に応じ年10%の利子を付けた金額との、合計額を返還しなければなりません。

（1）返還事由

- ①奨学金の貸与が取り消されたとき（次の各号に該当する場合）
 - 1）退学したとき
 - 2）心身の故障のため大学の医学課程、初期臨床研修を修了する見込みがなくなったとき
 - 3）学業成績が著しく不良となったと認められるとき
 - 4）指定医療機関に勤務する意思がなくなったことにより、奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
- ②大学の医学課程を修了した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき
- ③大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して、貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までに、「9. 奨学金の返還の免除」に記載の免除の条件を、達成できない見込みとなったとき

- ④貸与期間中及び返還免除に係る業務従事の期間中に、業務上の事由によらない死亡、又は心身の故障により医師の業務に従事できなくなったとき

(2) 返還方法

原則、返還事由が生じた日の属する月の翌月末日までの一括返還です。特別な事情等があれば、相談により返還方法を変更できる場合もあります。

なお、納入通知書にある返還期限に遅れた場合には、別途延滞金（年利 15%）が必要となります。

1 1. 地域医療実習への参加

島根の地域医療に対する理解を深めてもらうため、島根大学と協力して実施している中山間地や離島の医療機関等での医療実習に参加してください。

※P6参照



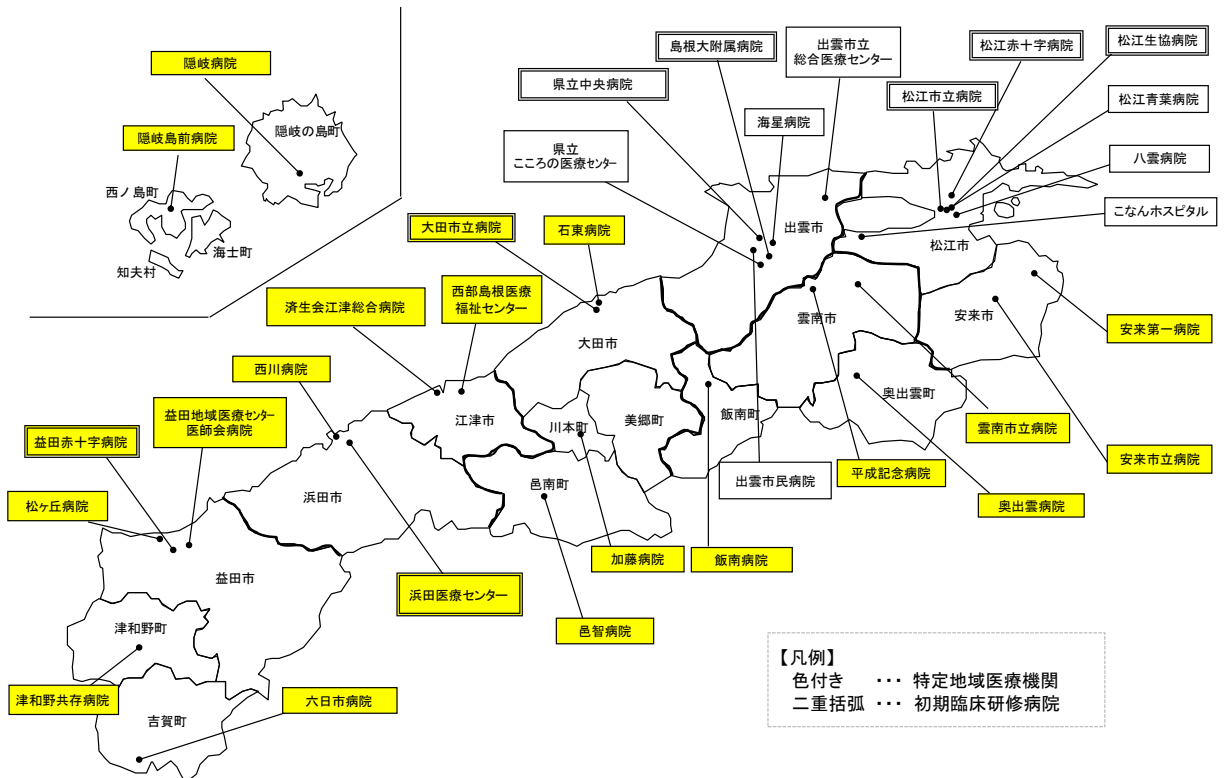
【問い合わせ先】

〒690-8501 松江市殿町1番地
島根県健康福祉部医療政策課 医師確保対策室 (Tel 0852-22-6684)
URL: http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/ishikakuhotaisaku/igakusei_chiikiiryousyougakukin.html
※上記WEBサイトから各種様式がダウンロードできます。
e-mail: iryuu@pref.shimane.lg.jp



主な指定医療機関及び特定地域医療機関 (H29年7月現在)

圏域	指定医療機関	特定地域医療機関	初期臨床研修病院	圏域	指定医療機関	特定地域医療機関	初期臨床研修病院
松江	松江市立病院		○	大田	大田市立病院	○	○
	松江保健生活協同組合総合病院 松江生協病院		○		医療法人恵和会 石東病院	○	
	日本赤十字社 松江赤十字病院		○		社会医療法人仁寿会 加藤病院	○	
	医療法人青葉会 松江青葉病院				邑智郡公立病院組合 公立邑智病院	○	
	医療法人仁風会 八雲病院			浜田	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	○	○
	医療法人同仁会 こなんホスピタル				社会医療法人清和会 西川病院	○	
	安来市立病院	○			社会福祉法人島根整枝学園 西部島根医療福祉センター	○	
	社会医療法人昌林会 安来第一病院	○			社会福祉法人恩賜財団済生会 島根県済生会江津総合病院	○	
雲南	雲南市立病院	○		益田	日本赤十字社 益田赤十字病院	○	○
	医療法人陶朋会 平成記念病院	○			公益社団法人益田市医師会立 益田地域医療センター-医師会病院	○	
	奥出雲町立 奥出雲病院	○			社会医療法人正光会 松ヶ丘病院	○	
	飯南町立 飯南病院	○			津和野共存病院	○	
出雲	出雲医療生活協同組合 出雲市民病院			隠岐	社会医療法人石州会 六日市病院	○	
	島根県立中央病院		○		隠岐広域連合立 隠岐病院	○	
	国立大学法人 島根大学医学部附属病院		○	隠岐広域連合立 隠岐島前病院	○		
	出雲市立総合医療センター			※上記のほか、公立診療所(保健所含む)も指定医療機関等に入ります。			
	島根県立こころの医療センター						
	医療法人同仁会 海星病院						



夏季・春季地域医療実習

医学生に地域医療を肌で感じてもらう事業です！

医学生のみなさんに島根の地域医療に対する理解を深めていただくため、中山間地や離島の医療機関等での医療実習を島根大学と協力して実施します。島根県の地域医療で働く人たちとの交流により、地域医療にたずさわる魅力ややりがいを実感してください。

対象

- 1 島根県出身の自治医科大学在学中の医学生
- 2 島根県から奨学金の貸与を受けた医学生
- 3 島根の地域医療に興味を持つ医学生（大学や出身は、問いません。）

実施時期

年に2回 夏季・春季の長期休業の時期に実施

研修地域

松江、雲南、出雲、大田、浜田、益田、隠岐島後、隠岐島前

実習費用

旅費（宿泊費等含む）及び実習期間中の傷害保険及び損害保険については島根大学の規程に基づき支給します。

**SHIMANE
AKAHIGE
BANK**



医師募集キャラクター

赤ひげ先生

◇実習スケジュール例（大田地域）

初日		2日目		3日目	
10:00	県央保健所集合 管内概況説明（県央保健所）	09:00	外来実習（公立邑智病院）	09:00	精神保健福祉施設実習 （亀の子工房）
11:00	移動	11:00	移動	12:00	（昼食）
12:00	（昼食）	12:00	（昼食）	12:00	（昼食）
13:00	訪問診療実習 （医療法人仁寿会 かわもと診療所）	13:00	診療所実習 （渡辺医院）	13:00	実習報告会（県央保健所）
			診療所実習 （川上医院）	14:00	解散
18:00	救急外来実習 （公立邑智病院）	17:00	宿泊（あすてらす）		

訪問診療や夜間の救急外来実習、往診を含む診療所実習、また精神保健福祉施設実習等、多彩なプログラムを用意しています。

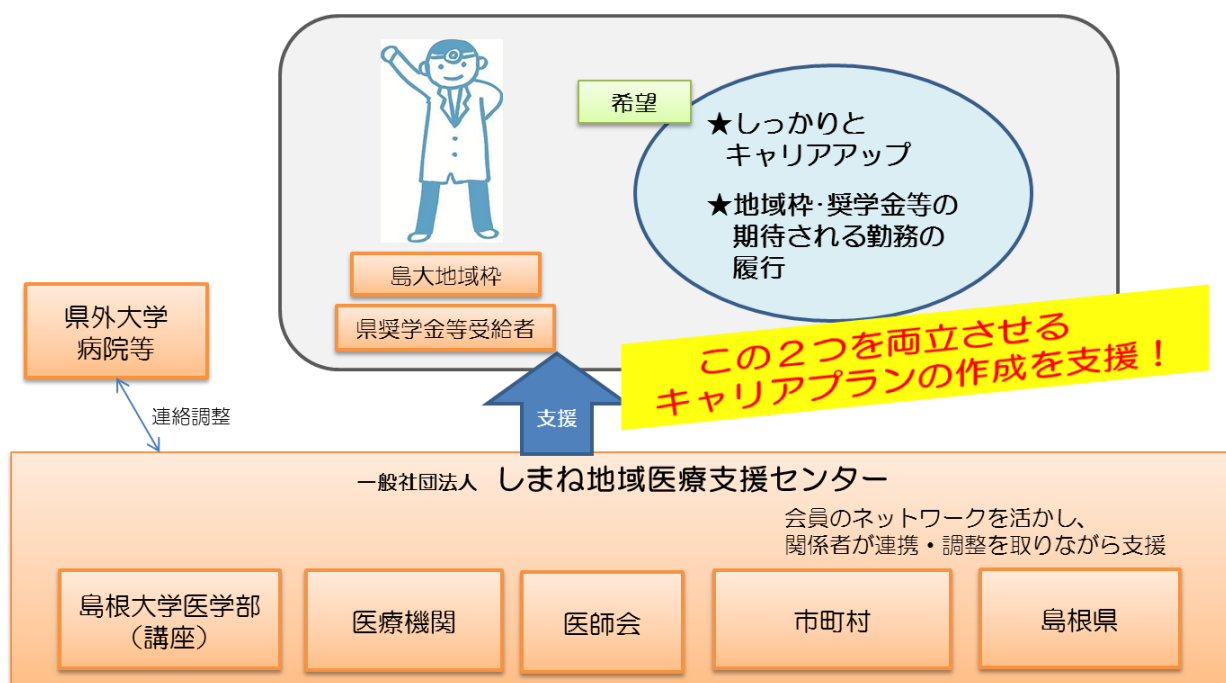


しまね地域医療支援センターへの登録について

しまね地域医療支援センターとは？

一般社団法人しまね地域医療支援センターは、若手医師のキャリア形成を支援することを主要な目的として、医療機関、医師会、島根大学、市町村、島根県等が会員となって設立されました。

当センターは、しまねの医療（出身地域の医療）に貢献する意志を持った島根大学地域枠出身の先生や、一定期間島根県内の医療機関で勤務することが返還免除条件となる奨学金・研修支援資金を受けられた先生が、期待される勤務の中でしっかりとキャリアアップできるキャリアプランの作成を支援し、しまねで安心して研修・勤務できるよう支援します。



<連絡先>

〒693-8501 島根県出雲市塩冶町 89-1

島根大学医学部附属病院みらい棟1階

TEL:0853-25-8326 Email:smc@allshimane.jp

しまね地域医療支援センターの支援内容

1 卒前からの支援

★情報提供★

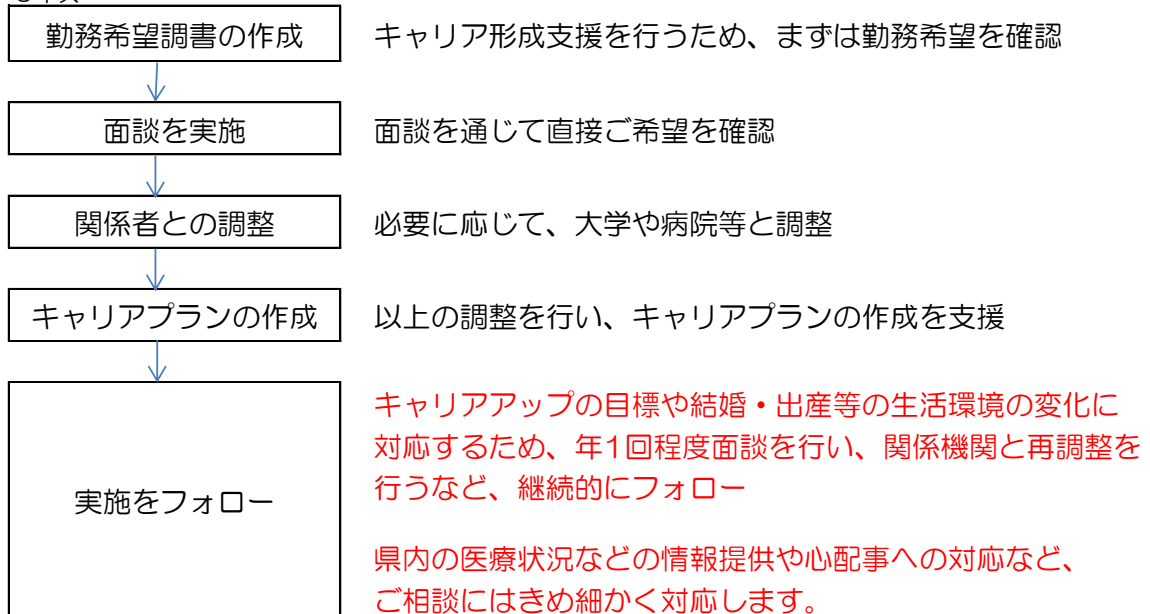
- ・ 年2回発行する「しまね地域医療支援センターマガジン」等により、県内の医療情報や研修情報などを定期的にお届けします。
- ・ 関係者と連携して、地域医療実習の機会を提供します。

2 卒後の個別支援

★キャリア形成支援（キャリアプランの作成支援）★

《キャリア形成支援の流れ》

6年次



3 研修環境の魅力アップのための取組

- ★研修体制の充実支援★
- ★研修医招へいのための情報発信★
- ★ワークライフバランスの推進★
- ★県内医療状況の調査分析★

